# 入国審査官及び入国警備官服制 （平成五年法務省令第二十六号）

入国審査官及び入国警備官服制の全部を改正する省令

入国審査官及び入国警備官服制（昭和五十六年法務省令第四十二号）の全部を次のように改正する。

入国審査官及び入国警備官の服制は、別表に定めるところによる。

# 附　則

##### １

この省令は、平成五年十月一日から施行する。

##### ２

入国審査官及び入国警備官は、この省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の服制によることができる。

# 附則（平成一〇年四月九日法務省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年八月一三日法務省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

* （一）  
  男子
* （二）  
  女子
* （三）  
  胸章